

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
33	男	ペルー	派遣	電気機械器具製造	機械オペレーター
在留資格			雇用に関する補足情報		
永住者(就労ビザ)			労働時間22:00～7:00(入社後2週間は21:00～6:00)／夜勤のみ、日～金、土曜休み／休憩:0:00～0:10、2:00～2:50、5:00～5:10／時給1,200円；残業1,500円；平均賃金 8,994円/日／雇用時、労働保険なし。3か月以上の契約で加入。		

傷病情報

傷病名1	左示指末節不全切断	傷病名4	
傷病名2	左示指末節開放骨折	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 23:30 経験 2月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 11日

(療養補償給付請求書の記載)

家電用熱交換器を拡管仕様プレス機で加工中に、数分の待機時間帯にプレス機の移動レール部分に片手でよりかかった際、機械の始動に伴い左手の人差し指の第一関節付近を挟まれ負傷した[事業主証明あり]

(本人の説明一聞き取りメモ)

いつもは違う仕事をしているが、他に人がいなかった。事故のあった機械を使ったのは2度目。使用方法について注意事項の説明はなし。安全センサーなし。二人でペアになって仕事をしていた。自分は加工された部品を載せて、部品を取り出す。もう一人が機械のボタンを押す。ボタンが押されたとき手がまだ残っていてケガをした。その機械はプレスするときおもりが重なって下に降りてくる。ボタンを押していたのは短期アルバイトで経験は2か月ぐらい。普段、事故にあった機械を使っていた。

(その他ー相談メモから)

事故後、警察による現場検証があった／組合に相談後、会社担当者から電話あり。「どうして組合に行ったんだ」と言われて、「私はケガをして不安で、どんな権利があるのかわからない。あなたはケガをしていないから痛みを分からないでしょう。とにかく何かあれば組合にまかせてありますから」と答えた／4日後、派遣会社から電話あり、「今月いっぱい仕事は終わり」。

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 8,995円 給付日数 531日 保険給付総額 2,865,807円 特別支給金額総額 955,269円 総支給額 3,821,076円

> プレス機へのガード・安全装置の設置

改善のポイント

> 安易な人員の代替を行わない

> 安全教育の徹底

[則131]プレス等による危険の防止

[民415]安全配慮義務違反

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	14
障害補償一時金	503,720	年金	なし
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

711日

解決金等

解決金 2,740,459円／民間傷害保険 250,000円

合計 2,990,459円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
47	男	ペルー	請負	輸送用機械器具製造	溶接工
在留資格			雇用に関する補足情報		
			雇用契約書なし/定時8時～17時、残業1時間／昼休み50分、午後休憩15分／時給1125円、残業手当1400円／雇用保険あり、健康保険・年金無		
永住者					

傷病情報

傷病名1	腰部椎間板ヘルニア	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 [] 経験 [] 1年6月 死傷病報告提出までの期間 [] 提出確認できず 受付時間差 [] 0日

(労災様式8号の記載)

(初回申請2008年2月) 2006年2月から就労し、ラジエーター(3kg×6枚、10kg×2枚)の運搬作業や、中腰での溶接作業をしていたが、2007年2月～3月ごろより腰に痛みがあるようになり、2007年7月に「足も腰も痛いので明日病院に行きます」と会社に伝えた。病院の診察で、腰部椎間板ヘルニアと診断された[事業主証明有]

(診断書の記載)

(2007年7月3日) 疼痛・筋力低下著明。休業1ヶ月。重量物(20kg)を運搬し、溶接する作業をして、6か月前から腰痛出現。1週間前から症状増悪。7月2日より休職。

注) データ収集時において療養継続中

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 8,566円 給付日数 1275日 保険給付総額 6,552,225円 特別支給金額総額 2,184,075円 総支給額 8,736,300円

改善のポイント

➤ 重量物取扱い作業の改善

➤

➤

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	未定
障害補償一時金	0	年金	未定
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

継続中

解決金等

相談者のプロフィール

被災時年齢 50	性別 男	国籍 韓国	雇用形態 請負	業種 建設業(職別／塗装)	職種 とび工
在留資格 OS			雇用に関する補足情報 23時45分(集合・出発)～5時、真夜中1時頃より仕事が始まる／日当20,000円		

傷病情報

傷病名1 右大腿打撲挫傷	傷病名4
傷病名2 右外側大腿広筋部分断裂	傷病名5
傷病名3 	

被災状況の詳細

被災時刻 04:30 経験 2週 死傷病報告提出までの期間 27日 受付時間差 5日

(死傷病報告の記載)

折吊り足場(中段足場)上で電源コード張り作業を行っていた際、バランスを崩し足場板間に右足を踏み外した。その際、足場板に右足を打撲し、負傷した。

(聞き取りメモ)

駅のガード下で塗装のための足場を組んでいた時、右足を踏み外し木の枝にぶつけた。たいしたことではないと思っていた。痛いけど少しずつ仕事をした。仕事が終わって、下に降りて着替えをしていた時、現場の責任者から「お前どうしたの?」と言われて、「いや一ちょっと足を踏み外して」といった。軽いと思っていたのでお互いあまり深刻に考えなかった。そのまま車で帰った。解散する時、同僚にこれから痛くなるぞと言われた。一日休みだった。翌日の夜、10時ごろ、足が痛いから休みますと電話した。「あ、そう」と言われた。その後休んでいる。治ると思っていたので、医者に行かなかったけれど、痛みがひどくなってきたので病院に行った。安静にするように言われた。社長に電話をして話そうと思ったけれど電話に出なかった。

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 12,000円 納付日数 151日 保険給付総額 1,087,200円 特別支給金額総額 362,400円 総支給額 1,449,600円

> 足場からの墜落防止措置

改善のポイント

> 足場の安全点検

> 迅速・適切な応急処置の実施

[民415]安全配慮義務違反

組合による違反の主張

[則35]雇い入れ時等の教育

労災補償の詳細

労災補償支給 あり	後遺障害級 12
障害補償一時金 1,872,000	年金 なし
障害特別支給金 200,000	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

318日

解決金等

解決金・慰謝料 4,270,000円

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
29	男	ペルー	直接雇用	金属製品製造	金属製品加工
在留資格			雇用に関する補足情報		
永住者			従業員: 50~60人? / 雇用契約書: あり / 労働時間: 8:00~17:00、休憩12:00~13:00、残業2時間/日 / 時給1,250円 / 雇用・健康・年金保険なし		

傷病情報

傷病名1	左手挫滅創	傷病名4
傷病名2		傷病名5
傷病名3		

被災状況の詳細

被災時刻 15:00 経験 4月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 40日

(聞き取りメモの記載)

鉄板コイルをローラーに入れるとき、左手中指から小指までと手のひら半分をローラーにはさまれた。コイルを差し込む装置が故障しており、鉄板がきちんと流れなくなつて緩んでいた。正常にしようと横から押していく、鉄板とローラーの間に手が入ってしまった。ローラーは緊急停止装置なし。もともと安全装置がついていない。よく故障していた。4人でやる作業だったが、この日は一人休んで3人でやっていた。

すぐに自転車で病院に連れて行かれ、入院、手術。病院代は会社が払っている。兄と一緒に務めている。部長が兄にタイムカードを朝だけ押してくださいといった。帰りの分は他の人が押している。お金は100%あげる。労災は80%だから100%の方がいいといった。

その週はISO証明書をもらえる週だった。その結果がいい結果だった。だからこのことは隠してあると思う。朝礼で言っていると聞いた。退院後の診察で、先生は仕事ができる、できるだけ手を動かしてくださいといった。前と同じ仕事に戻ったが、手が腫れてきたため、今日また病院を受診した。

労災保険手続なし。休業補償なし。

(労災5号様式の記載)

形成機稼働中に、アンコイラへ装着してあるスリットコイルがずれてしまい、製品不良の発生予測されるため、そのスリットコイルを流れている状態で抑えて定位置へ納めようとピンチロール装置の間近で行ったため、ピンチロールへ左手を挟まれる事故となってしまいました。[事業者証明有]

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 9,819円 給付日数 1,257日 保険給付総額 7,404,987円 特別支給金額総額 2,467,158円 総支給額 9,872,145円

改善のポイント

> 機械安全(危険個所のカバー、適切なメンテナンス、安全装置・緊急停止装置の設置)

> 安全な機械操作(不具合を放置したまま操作を行わない、人員が不足した状態で作業を行わない)

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	9
障害補償一時金	3,762,593	年金	なし
障害特別支給金	500,000	年金額	0
障害特別一時金	35,581	特別年金額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

1401日 (後遺症に対する一時金支給決定まで)

解決金等

民事賠償請求は行われず。帰国

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
56	男	韓国	?	建設業(職別／その他)	解体工
在留資格			雇用に関する補足情報		
在留資格なし			朝6時半集合、8時～5時／日額14,000円／元請けなくブローカーが介在？自分から10%を払う。契約書なし。		

傷病情報

傷病名1	右踵骨骨折	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻	15:30	経験	6日	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	111日
------	-------	----	----	--------------	---------	-------	------

(聞き取りメモの記載)

道を作るために4軒の家の解体作業中、3軒目で軒先が倒れました。2階で作業中、角板を踏んだ時に崩れて一緒に落ちた。同僚が来て車に運ばれたが、そこで1時間ぐらい社長を待ち、病院を受診。空床無くギプス固定で帰宅。一週間後受診するように言われた。3か月間の入院。

(労災様式8号の記載)

木造2階建て住宅で解体作業中、屋根及び2階部分を解体している時、1階と1階の天井が残っている状態で、2階部分を解体する為、1階窓の庇に足を掛け作業をしようとしたところ、庇に強度がなく足を掛けることができなかった。そのため足から転落した。[事業主証明有]

(傷害程度申立書の記載)

右の足首がさすように痛い。いつも痛いが雨が降る前がひどく痛い。足首が少しあり動かない。力が入らない。指はほとんど動かない。杖がないと動けない。階段は手すりがないと歩けない。歩いていて500メートルくらいで休みながら歩く。足がままならないで転ぶこともある。

13年前、左足がユンボの先に押されてかかとから土踏まずにかけて切れてしまったことがあり、労災12級に認定されている。

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 11,667円 給付日数 1,302日 保険給付総額 9,114,000円 特別支給金額総額 3,037,566円 総支給額 12,151,566円

改善のポイント

> 建物の崩落防止対策(安全な施工計画、余裕を持った作業—危険を感じたら作業を一時停止する)

> 迅速な応急処置

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	9
障害補償一時金	4,470,694	年金	なし
障害特別支給金	500,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

1392日 (後遺症に対する一時金支給決定まで)

解決金等

民事賠償請求は行われず。帰国

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
37	男	ブラジル	派遣?	輸送用機械器具製造	塗装工?
在留資格			雇用に関する補足情報		
			雇用契約書なし／労働時間 8時～17時、残業3～5時間／週／時給1,300円、残業1,650円／保険なし、タイムカード有、年休なし		
定住者					

傷病情報

傷病名1	急性腰痛症	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 15:30 経験 2年1月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 28日

(聞き取りメモの記載)

台車に部品が乗っていて、高いところは片足を上げた形でずっと塗装をする。塗装終了後その台車を、4メートルくらいの距離を、一日15回くらい移動させる。部品を積むと800kg位ある。すごく力が必要で、少しづつ腰が痛くなってきたが、8月24日に塗装が終わって下に降りるとき、ズキンと痛くなり歩けないくらいになった。車で病院に連れて行ってもらった。会社がお金を払った。病院からは2～3か月休まないと治りませんと言われたが、1週間休の診断書が出た。会社からは25～27日までは休んでいいが、代わりがないので28日は仕事に出てくださいといわれた。仕方なく、28日から働いた。きちんと立って歩けず、27日と9月6日にマッサージを受けて少し良くなった。痛いけど我慢して働いた。9月15日にまた1週間休むように診断書が出たが、会社には「関係ない」と言われ、仕方なく働いた。9月18日に、「10月18日で仕事は終わり」と言わされた。上司から「9月15日にあなたが休んで、私が仕事をしなくてはならなかったから」といった。「他で仕事を探してください」と言われた。「私は会社を辞めたくない」と答えた。「泣きごとを言わないでください。これ以上のことはできません」と言われた。治ったら他のセクションに変えて欲しいと言ったこともあるが、会社から「変えることはできません」と言われた。

(労災様式8号の記載)

トラック部品塗装作業で、背伸びして片足挙げての塗装作業と、部品を積むと約800kg位ある台車を一日15回くらい移動する作業で、少しづつ腰が痛くなっていたが、8月24日、塗装作業が終わって下に降りたとたん急激にズキンと腰が痛くなって歩けない状態になった。[事業主証明なし、10月27日 労基署受付]

労災様式8号は提出されているが、監督署での聴取書への署名捺印はなく、業務上外の判断はなされていない様子。翌年4月27日、診療所受診後連絡取れなくなった。

- 改善のポイント
- 塗装方法の改善(作業姿勢)
 - 重量物取扱い方法の改善(動力の使用など)
 -

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	不明	後遺障害級	不明
障害補償一時金	0	年金	不明
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)
中止
解決金等

相談者のプロフィール

被災時年齢 28 歳 性別 女 国籍 ペルー

雇用形態 アルバイト	業種 輸送用機械器具製造	職種 組立工
---------------	-----------------	-----------

雇用に関する補足情報

雇用契約書なし／労働時間 8時～17時；休憩10時から5分、12時から50分、15時から5分／時給800円
合計8日間の勤務、62.70時間、50,160円

傷病情報

傷病名1 左示指PIP関節脱臼

傷病名4

傷病名2 左示指関節拘縮

傷病名5

傷病名3

被災状況の詳細

被災時刻 9:30	経験 8日	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差 172日
-----------	-------	--------------	---------	------------

(聞き取りメモの記載)

エアードライバー使って作業中、軍手に絡まって左の第二指が巻き込まれた。うわーと叫んだ。指が曲がり、すぐに腫れてきた。社長がサロンパスを貼ろうとしたが、周りの人が病院に連れて行った方がいいといった。整形外科を受診し、レントゲンを撮り、治療してもらった。2週間後に手術をした。

病院では6か月で仕事ができますと言われたが、ひと月早く別の会社で働き始めた。指は痛むが労災の給付では足りず(子供3歳、アパート代もない)。途中から生活保護を受けていたが、労災との兼ね合いを理由で辞退した。夫とは別居(暴力のため)。市役所からは生活保護を受けるよう勧められた。

(組合から会社に対する要請書の記載)

労災保険を適用してもらいたい、治療を受けた。休業給付が出なかつた期間があるが、その期間の休業給付を受け取りたい。指が元に戻らず支障をきたしているので、社長に訴えたが「あとは何も出ません」と言われた。後遺障害が残っているのだから、後遺障害申請をしてほしい。また、後遺障害が認められた場合、損害賠償の請求をしたい。

(労災様式8号の記載)

軍手をしてエアードリルを使用中、ドリルに軍手が絡まって左手第2指にケガをした。[事業主証明あり]

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 4,872円 給付日数 196日 保険給付総額 572,908円 特別支給金額総額 190,904円 総支給額 763,812円

改善のポイント > 回転工具使用時の安全確認(軍手を使用しない)

改善のポイント

>

>

[民415]安全配慮義務違反

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給 あり

後遺障害級 12

障害補償一時金 760,032

年金 なし

障害特別支給金 200,000

年金年額 0

障害特別一時金 0

特別年金年額 0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

不明

解決金等

団体交渉で決裂。裁判もあるが以後は不明。

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
34	男	ペルー	請負	金属製品製造	溶接工
在留資格			雇用に関する補足情報 [在職証明書]月平均稼働日数23日;勤務時間8:30~17:30/時給1,400円;月収300,000円 [雇用契約書]期間工;9か月間/休憩時間12時~13時 [その他] 残業2~4時間(時給1750円)/7:30~8:30、17:30~20:30		
永住者の配偶者等					

傷病情報

傷病名1	石肩関節周囲炎	傷病名4
傷病名2		傷病名5
傷病名3		

被災状況の詳細

被災時刻 経験 7.5月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 6日

(聞き取りメモの記載)

ロボットに部品を供給する仕事。ロボットが溶接する。「ジゴ(型のこと) - 20kgくらい」を持ち上げる仕事が1日に2回。他に三角形の金属の枠(約5kg)を、台車に1.8m位の高さまで60個積み上げる仕事を三台分、長方形の金属の枠(約10kg)を80個積み上げる(踏み台も使って2.1mの高さまで)仕事を一台分行う。スピード一にやらなければならず、ずっと腕を使用するため肩が痛くなつた。

(組合から会社への要請書の記載)

重さが10kg位の仕上がり製品を80個積み重ねる作業、及び5kg位の仕上がり製品を180個重ねる作業、及び1日2回、20kg位のジゴを持ち上げる作業をしていたが、右腕がだんだん痛くなってきて病院に行ったところ、右肩関節周囲炎で2週間休業するように言われた。会社に診断書を出して休業。その後軽い仕事ならできる旨の診断書をもらい、会社に話して別の仕事に替えてもらった。仕事をしていて痛くなつたので労働災害の手続きをしてほしい。

ここまでについては協定成立:謝罪/労働法順守の確約/遡っての雇用保険加入手続き/休業見舞金(企業内補償) 1,400円 × 8時間 × 0.8 × 14日
125,440円から雇用保険料を除いた104,119円を支払う。/基準法37条、39条、106条、健康保険、年金保険問題を交渉継続 (解決時間40日)

(聞き取りメモ 2度目 - 5か月後)

また肩が痛くなつた。1週間休むよう診断書が出た。治療は長くなるかもしれない、もっと軽い仕事をするように言われた。その後会社から、「会社の中では軽い仕事はありません」と言われた。休業の見込みを2か月ぐらいと病院から言われたことを会社に話したところ、「2か月分なんて払えません。自分で軽い仕事の会社を探したらどうですか、または雇用保険をもらってはどうですか?」と言われた。この仕事を続けるのは無理だと思っている。

改善のポイント

- 適正な作業量の管理
- 十分な休憩時間の確保
- ストレッチ等の身体管理の実施

組合による違反の主張

- ・労基法37条違反(週40時間を超えての、時間外割増賃金未払い)
- ・雇用保険法違反・厚生年金保険法違反・健康保険法違反
- ・労基法39条違反(年次有給休暇未交付)

労災補償の詳細

労災補償支給	なし	後遺障害級	なし
障害補償一時金	0	年金	なし
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)
最終的な解決なし・中止

解決金等
一部企業内補償あり 104,119円(休業見舞金として)

相談者のプロフィール

被災時年齢 60 歳 性別 男 国籍 アルゼンチン

雇用形態

請負(偽装)

業種

輸送用機械器具製造

職種

組立工

雇用に関する補足情報

労働時間 8:10~17:00、残業:毎日2~3時間／時給:1,500円、残業:1,875円／雇用保険・健康保険なし

在留資格

日本人

傷病情報

傷病名1 腰椎椎間板変性症

傷病名2

傷病名3

傷病名4

傷病名5

被災状況の詳細

被災時刻

経験

12年

死傷病報告提出までの期間

10日

受付時間差

0日

(聞き取りメモの記載)

入社1994年7月3日。2006年10月1日配置転換。約12年間、元請け社員らと混在作業をしていたが、自分一人、請負会社従業員のみの職場にまわされた。今の職場では残業もなく、元の職場に戻りたい。腰痛の労災申請をしたい。

(労働者死傷病報告の記載)

トラックシャーシ改造のサブフレーム加工作業において、サブフレーム加工完成したものを台車に移す際に腰を痛めた。[2006/11/17受付]

補償の詳細については資料がなく不明

> 重量物取扱い作業の改善

改善のポイント

>

>

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給 不明

後遺障害級 不明

障害補償一時金 0

年金 不明

障害特別支給金 0

年金年額 0

障害特別一時金 0

特別年金年額 0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

不明

解決金等

不明

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
46	男	ペルー	派遣	プラスチック製品製造	機械オペレータ、検査工
在留資格			雇用に関する補足情報		
			雇用契約書なし、2交代制／日勤：8:30～20:00、夜勤：21:00～8:30／時給1,500円／入社10年後より雇用・健康・厚生年金保険に加入		
永住者					

傷病情報

傷病名1	左変形性膝関節症	傷病名4	
傷病名2	左膝蓋韌帯炎	傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 経験 10年 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 1日

(聞き取りメモの記載)

長時間重いものを持つ。18～24kgの資材を、毎回計量してプレス機に入れる。資材は毎回サイズも物も違う。プレス機に入れるとき体をねじる。ファイバーの板のようなものを重ねて入れる。10年間ずっとこの仕事で、左の膝が痛くなった。2年前、診断書にこの仕事は続けないとあり、検査など他の仕事をするようになった。しかし立ちっぱなしで、ずっと痛みが続いた。半年前に我慢できなくなり受診。一週間休業を指示されたが、代わりに仕事をする人がいないといわれていたので、休まなかった。その1か月後に再度受診し、以後仕事をしていない。その後ペルーに戻って治療を受け、ペルーの診断書を送ってもらった。その時は労災にしてほしいとは言っていない。治療が長くなって自分でお金を払っているが、お金がないので労災にしてほしいといった。

(労災様式8号の記載)

2006年5月1日に本人が病院に行き、左ひざが痛いと申告があり、以前から痛むという申告がありましたので、ひざに負担のかからない作業に職場転換してもらいましたが、2008年7月28日に再び痛むと申告があり、病院より労災適用の用紙を出すように言われました。2006年以前はパネル成形オペレータ作業を行っていただき、それ以降は車両部品の検査作業を行っていただきました。[事業主証明有]

健康保険より傷病手当金の給付があったが、病院からの指摘で労災に切り替えられた。

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 13,745円 給付日数 624日 保険給付総額 5,146,128円 特別支給金額総額 1,715,376円 総支給額 6,861,504円

改善のポイント

➤ 重量物取扱い作業の改善(作業姿勢、作業頻度)

➤ 立作業の軽減(十分な休憩時間の確保)

➤

なし

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	申請なし
障害補償一時金	0	年金	なし
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

476日 (療養・休業補償終了による)

解決金等

なし

相談者のプロフィール

被災時年齢 47 歳 性別 男 国籍 フィリピン

雇用形態 直接	業種 建設業(職別／塗装)	職種 塗装工
雇用に関する補足情報 日払い 13,000円/日／労働時間 8:00～17:00; 残業はまれ、残業代はもらっていない／雇用契約はなし／社長の下にフィリピン人(OS)の親方		

傷病情報

傷病名1 左第3、4趾末節骨骨折

傷病名2 左第3趾末梢神経損傷

傷病名3

傷病名4

傷病名5

被災状況の詳細

被災時刻 14:15 経験 4月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 12日

(組合加入通知書の記載)

住宅ペンキ塗工事で足場を組んでいるときに、2メートルくらいの単管パイプを上の方にいる作業者に渡したが、その作業者の手から滑り落ち、左足に直撃してけがをした。すぐに病院を受診し、上記と診断され、休業するように指示された。「このことは労災にしない」と親方を通して言われた。会社から30,000円を受け取った。作業中のケガなので労働災害にしてもらいたいと思い、まずは現場の詳細を調べなくてはと、後日現場を見に行った。現場の詳細を調べに行つたのが伝わったのか、会社から電話があり、35万円出すから引き下がるよう、ひどく強い口調で言われて、どう答えればいいのかわからず「35万円では不足だから150万円欲しい」と答えたところ、「どこから出てきた数字なのか、警察に連れて行くぞ」といわれた。労働災害として安心して治療を受けられるはずなのにそのまま放り出されて、脅しのような電話をされてとても納得いくものではない。きちんとした対応をしてほしい。

(労災様式5号の記載)

住宅ペンキ塗工事で足場を組んでいるときに、2メートルくらいの単管パイプを上の方にいる作業者に渡したが、その作業者の手から滑り落ち、左足に落ちてけがをした。[事業主証明なし－認定]

(会社側意見)

上記事実は確認。本人の落ち度について。本来使用すべきすべり止めのついた手袋を使用せずに作業を行い、自ら手を滑らせて単管パイプを自らの足先に落としてケガをした。過失割合は50%を超える。

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 9,490円 給付日数 259日 保険給付総額 1,457,664円 特別支給金額総額 485,888円 総支給額 1,943,552円

改善のポイント

- 足場部品の落下防止措置
- 作業者間のコミュニケーションの改善
- 滑り止め手袋の使用

組合による違反の主張

- [民415]安全配慮義務違反 [法35]雇入れ時教育違反
 [法76]足場等技能講習違反 [則564]足場の組み立て棟の作業違反
 パイプを落とした作業者に対する使用者責任

労災補償の詳細

労災補償支給 あり	後遺障害級 13
障害補償一時金 958,490	年金 なし
障害特別支給金 140,000	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

640日

解決金等

解決金 2,321,023円／退職

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
39	男	ペルー	請負	建設業(総合／土木)	土木作業員
在留資格			雇用に関する補足情報		
永住者の配偶者			[雇用契約有]労働時間:8:00~17:00／日給10,000円、残業手当1,500円/時、通勤手当4,000円/月／5か月間の有期雇用／社会保険なし／水力発電所の仕事。発注元は県		

傷病情報

傷病名1	右第5指開放性骨折
傷病名2	右第5指屈筋腱断裂
傷病名3	右第5指神経損傷

傷病名4	右第2指挫滅創
傷病名5	右第3指挫滅創

被災状況の詳細

被災時刻 15:40 経験 5年 死傷病報告提出までの期間 5日 受付時間差 208日

(聞き取りメモ1)

山の間にワイヤーを張り、一方に資材(フレコンバッグに2~3トンを入れて。この日はパイプ)を運ぶ作業。片方の山にオペレーター、下に二人(一人は自分)いて、もう一人が無線で指示する。その日は真ん中くらいの位置に荷を下す作業だった。地面まで1mくらいのところで、「止めてください」といった。下に荷を載せる台があったので、その台にぶつけないよう袋の上方のロープをつかんで動きを止めた時、ロープが動いて右手を挟まれ、巻き込まれた。

車まで1時間半くらい歩いた。会社からは、「自分でがをしたことに。給料は払う」と言われた。手が痛くて何も考えられず答えなかった。救急車を呼ぼうともせずそんな話をしているから、「病院に連れて行って」と頼んだ。病院まで3時間、ケガをしてから5時間程かかった。車の中で監督に電話があった。この現場だけがをしたことを言わないでほしいというような話だった。

手術を受けたが入院はしなかった。7か月たった今も毎日リハビリに通う。先日労災の書類を督促したら「どうなっているの」と聞かれ、「どうして終わりにしないの」と言われた。けがが治った後、この会社に戻れるかどうか心配している。

(労災様式7号の記載)

取水口堰堤付近において、仮設資材(単管)を索道にて運搬荷降ろし作業中に、資材がもう少しで地につきそうなときに索道の荷卸し用のワイヤーを直接手でつかみ、自分の方に引き寄せようとしたところ、滑車にゴム手袋が巻き込まれてしまい、引き抜くことができずに右手がワイヤーに締め付けられてしまった。[事業主証明有一死傷病報告提出済]

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 9,490円 給付日数 259日 保険給付総額 1,457,664円 特別支給金額総額 485,888円 総支給額 1,943,552円

改善のポイント

- クレーン作業における安全手順の遵守
- 作業者への安全教育の徹底
- 迅速な応急処置

[民415]安全配慮義務違反

組合による違反の主張
クレーン等安全規則違反(玉かけ免許なしに、ワイヤー吊り下げ関係作業をさせた)

労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	12
障害補償一時金	1,257,350	年金	なし
障害特別支給金	200,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

802日、ただし脱退・中止

解決金等

なし

相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
38	男	ペルー	派遣	建設業(設備工事／管工)	塗装工
在留資格			雇用に関する補足情報		
			大手事業所の下請け事業者に、小規模派遣業者(ソフトウェア開発を目的として設立された)から派遣されている 契約書有／月一金、8時間(8:00~17:00)/日／1,000円/時、残業単価1,100円／社会保険なし		
定住者					

傷病情報

傷病名1	腰部打撲	傷病名4	右下腿挫創
傷病名2	腹部打撲	傷病名5	
傷病名3	両下肢打撲		

被災状況の詳細

被災時刻	13:00	経験	13日	死傷病報告提出までの期間	9日	受付時間差	5日
------	-------	----	-----	--------------	----	-------	----

(死傷病報告の記載)

作業員A、B、被災者の三名で共同溝向け架台ブロックを塗装する為、段積みされたものを1個ずつ塗装台へ玉掛けしようとした。作業員Bがペンドント操作でワイヤー(つめハッカー付)を巻き上げている際、ワイヤーが6mと長く、ハッカー現状をつかめず、そのまま巻き上げた。作業員Aは架台に当た物をしていて、ハッカーを意識はしていなかった。作業員側のハッカーが段積み1個目の架台に引っかかり、玉掛け作業員Bもそれに気づかず巻き上げた為、片吊りになり、架台が滑り落ちるよう倒れてしまった。架台ブロックが腹部から下半身全体にブロックの倒れを受け、被災した。

(労災8号様式の記載)

工場作業場内で架台ブロックの塗装作業のため、ブロックを玉掛けしてワイヤーで釣り上げていたところ、片吊りでワイヤーが上がり、バランスが崩れて被災者に倒れかかり、受傷した。玉かけ時に、ワイヤーがしっかり止まっていたこと、被災者が荷台に注意していないことが原因と思われます。

[本人の訴え] 手伝いで別の作業場での荷崩れのことなので、不注意と言われるのは納得できない。

(聞き取りメモの記載)

被災翌日会社から電話あり。「明日から来ないで。あなたはいらないです。」

片付けの手伝いで別部署で仕事をしていた時、メタルが崩れて落ちた(添付ファイル参照)、1.5m、1m、高さ10cm。3枚重ねて運ぶときに、崩れてお腹から足にかけてぶつかった。

[療養・休養補償給付総額]

給付基礎日額 6,368円 給付日数 175日 保険給付総額 668,500円 特別支給金額総額 222,775円 総支給額 891,275円

改善のポイント

- > 玉掛け作業における規則の遵守(資格者の管理、資格者による作業、適切な機材の使用、適切な作業手順)

組合による違反の主張

- > 危険な非定常作業を避ける

- >

[法3]事業者の責務違反 [民415] 安全配慮義務違反

[クレーン等安全規則244・248] クレーン作業者と玉掛け作業者が無資格者

・適切な長さのワイヤを使用しなかった ・爪ハッカーを適切に留めなかった

・床上操作クレーン運転者と玉掛け労働者との合図ミス ・片吊りのままクレーンを操作しワイヤを巻き上げた

労災補償の詳細

労災補償支給	あり	後遺障害級	12
障害補償一時金	993,408	年金	なし
障害特別支給金	200,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

498日?

解決金等

最終的に傷害保険を使用? 9,198,504円が支払われた?
(記録がはっきりしない)

相談者のプロフィール

被災時年齢 51	性別 男	国籍 フィリピン	雇用形態 派遣	業種 建設業(総合／建築工事)	職種 雑役夫
在留資格 不明			雇用に関する補足情報 仕事がある時に頼まれた。仕事がないときはアルバイトで別のところで働いていたことがある／勤務時間 8:00～17:00、残業はほとんどなし。月曜～金曜、たまに土曜日／1万円／日。		

傷病情報

傷病名1 右季肋部挫創	傷病名4
傷病名2 右上腕部挫創	傷病名5
傷病名3 右腰部挫創	

被災状況の詳細

被災時刻 11:20 経験 5年 死傷病報告提出までの期間 84日 受付時間差 29日

(死傷病報告の記載)

壁上部(H=2.0m)モルタル部分を可搬式作業台(W=400,L=1300,H=900)に乗って、電動ピック(4.7kg)にて研削作業していた時、バランスを崩し右足が滑り落下しました。落ちる際、上り下りのため横においてた脚立(H=1500)に横腹が当たり怪我をしました。

(聞き取りメモの記載)

壁の形を整えるために脚立に乗って、電動工具を使って余っているところを切っているとき、バランスを崩して落ちて右足がずるつとすれ、頭が脚立に当たり転落した。胸の下あたり、痛むところを見たら、脚立の角にあたったところが傷になり、足が紫になっていた。監督から「誰かに聞かれたら、家だけがをしたといいなさい」と言われた。病院の書類は派遣先の社長が書いた。現場でけがをしたと書いたらしい。治療費は誰が払っているかわからない。自分は払っていない。監督が被災3日後に家に来て、タイムカードを押す、お金を払うといった。被災一週間後と10日後にも「仕事をしなさい」と言わされたが、痛いから仕事はできないといった。被災12日後、社長に電話で「どうする?」といった。社長は「監督さんが怒っている。もう仕事はダメだな。」と言った。

仕事中のケガなので、休業補償を受けながら安心して治療を受けたい。

(団交記録から)

(会社)企業補償しようとしていた。病院代を払っていた。途中から連絡取れなくなった／(本人)社長の話によると、監督が怒っていると言ったから／(会社)病院に行った後、顔を出せばお金が出せるからといった。毎日電話をした／(本人)友達の携帯なので、それを友人に返した。だから出られなかった。給料日に被災までの分をもらいに行つた。被災後の給料はもう払えないといわれた／(会社)40万円で納めてもらえないか？労災の手続きを取らないでやりたい／(組合・本人)主治医に相談してから決めたい

労災申請は行われず。死傷病報告を提出し、治療は企業内補償。解決金の支払い。

改善のポイント	➤ 脚立作業での安全確保(落下防止策を講じる、安全な作業姿勢・作業方法)
	➤
	➤
組合による違反の主張	[民415]安全配慮義務違反 [則528]脚立 [法37条]割増賃金 [法39条]有給休暇

労災補償の詳細

労災補償支給	なし	後遺障害級	なし
障害補償一時金	0	年金	なし
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)	143日
解決金等	
治療費は企業内補償	
解決金 900,000円	

平成 21 年度～23 年度厚生労働科学研究費労働安全総合研究事業
「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と
参加型手法による予防対策の確立」
分担研究報告書

外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のための労働者参加型職場改善トレーニング
支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究

主任研究者 毛利 一平 財団法人労働科学研究所
分担研究者 吉川 徹 財団法人労働科学研究所

研究要旨

本研究は非正規労働者の一典型としての外国人労働者に焦点を当て、その労災・職業病リスク低減のための支援ツール群および教育プログラム開発のための基礎的資料の収集・分析を目的とした。開発すべきツール群および教育プログラムとしては、国際労働機関（ILO）をはじめとして世界的にその有効性が評価されている労働者参加型職場改善トレーニングをベースに、日本における外国人労働者を対象としたトレーニング用にアレンジを加えた。

1年目ではまず日本人向けのモデルプログラムの開発と海外における小規模事業場における安全衛生対策に関する情報収集を行い、2年目には1年目で開発したプログラムを活用して、日本人を対象としたトレーニングを行い、その成果をもとに外国人労働者を対象としたプログラムを開発した。さらに韓国の研究者らとの共同により、韓国語による建設労働者向けプログラムと中小企業を対象とした講義資料を作成した。また、今後外国人労働者の増加が予想される、ヒューマンケアサービス向けアクションチェックリストを作成した。3年目には、これらの経験を生かし、外国人労働者が働く日本の事業場を対象とし、1年間にわたる介入研究を実施した。

この介入研究の結果、労働者参加型職場改善活動はアクションチェックリストを用い、自分の職場における良好事例に注目するというコンセプトに立つことで、トレーニングが労働者の「改善への気づき」を促し、またグループワークによってアクションプランを作成することが「合意の形成」につながり、全体として改善への取り組みのモチベーションが強化されることを確認することができた。

今回の介入はわずか一職場での事例にすぎないので、今後さらに対象を広げ、汎用性のあるツール群とトレーニングプログラムの開発に取り組む必要がある。

<研究協力者>

飯田勝泰

NPO 法人東京労働安全衛生センター

小木和孝

財団法人労働科学研究所

仲尾 豊樹

NPO 法人東京労働安全衛生センター

松浦俊一

北海道勤労者安全衛生センター

真家和生

大妻女子大学

吉川 悅子

東京有明医療大学看護学部

A. 研究目的

我々はこれまで、さまざまな業種・規模の事業場において、労働者の参加を得て、労働者の健康と安全を守るために現場の低コストで効果的な実践（良好事例）を見いだし、それをさらなる改善に生かすという視点から、トレーニングのためのツールを作成し、活用し、成果を上げてきた。

この労働者参加型改善安全衛生教育は、改善のための人的・経済的資源に制約がある場合であっても、効果を挙げることが可能であり、またその効果が持続的であることなどから、特に発展途上国や中小企業で取り組みが広がっている。

日本において、外国人労働者は中小企業や請負など、安全衛生に関しては脆弱な環境下で働いている場合が多い。また、既にケース・シリーズ研究で見てきたとおり、そこでの労災・職業病予防

のためには、まずこれらの職場における安全衛生対策全般にわたっての底上げが必要であり、外国人のための特殊な対策が必要とされているわけではない。

労働者参加型安全衛生教育は、職場の健康・安全リスクに多面的に取り組み、低コストの改善に注目し、即効性も期待できることから、外国人労働者が集まる職場での安全衛生対策の促進には、とりわけ親和性が高いと考えられる。

ただし、「参加型教育」である以上、言語的コミュニケーションは必須であり、その際には対象が外国人であることを意識したツールの準備が必要となってくる。

本研究では、1年目と2年目において、これまでに蓄積してきた参加型安全衛生教育のためのツールをベースとして、外国人労働者が働く日本の職場の条件に合致した教育ツールとプログラムを検討・開発し、3年目で1年間にわたる継続的なトレーニングを実際に行い、その効果を検証することを目的とした。

B. 研究方法

[1年目及び2年目]

1年目ではまず日本人向けのモデルプログラムの開発と海外における小規模事業場における安全衛生対策に関する情報収集を行い、2年目には1年目で開発したプログラムを活用して、日本人を対象としたトレーニングを行い、その成果をもとに外国人労働者を対象としたプログラムを開発した。さらに韓国の研究者らとの共同により、韓国語による建設労働者向けプログラムと中小企業を対象とした講義資料を作成した。また、今後外国人労働者の増加が予想される、ヒューマンケアサービス向けアクションチェックリストを作成した。詳細については、各年次報告書を参考のこと。

[3年目]

東京都内でガラスリサイクルを行う事業所（J社）を対象とし、介入研究を行った。方法の詳細については年次報告書を参照されたい。

これまでの労働者参加型安全衛生教育の経験から、本研究の成果物となるトレーニングプログラム案（成果物1）を表1のとおり計画作成した。

トレーニングの構造はシンプルである。まず、(1) 視聴覚教材を用いた、専門家による講義やゲームにより、安全衛生の基礎知識に関する理解を深め、(2) アクションチェックリスト（ACL）を用いたグループワーク（GW）で、身近な良好事例への気づきを促し（初回）、あるいはトレーニング後の改善の実践を確認し（2回目以降）、(3) GWによって改善の目標を設定し、職場としての合意を形成する。

トレーニングツール群の開発

これも本研究の成果物となるトレーニングに使用する資料・教材として、以下を新たに開発した。

1) アクションチェックリスト（ACL）（成果物2-1）

J社における作業内容を考慮し、三つの技術領域すなわち、「物の運び方と保管の仕方」、「ワークステーション（身の回り）と機械の安全」、「心も体も心地よい職場づくり」のそれぞれについて、3～4項目、計12項目からなるACLを作成した。

2) プレゼンテーション教材（成果物2-2）

ACLで取り上げた三つの技術領域に関して、それぞれ3～4つの基本的なルールを示し、さらに各ルールについて3～4つの具体的な改善目標を、実際の改善事例の写真やイラストを使って解説する。通常はコンピュータによるプレゼンテーション資料を作成するが、トレーニング会場の条件に合わせて、A3サイズの紙芝居方式のものを作成した。

3) その他の教材等

トレーニング実施前にJ社の巡回を行い、良好事例の写真を収集し、J社における「良好事例集」（成果物2-3）を作成した。この他、GWで必要となるワークシート（成果物2-4）、トレーニングへの集中を促すと同時に、安全衛生の基本的な考え方を楽しく学ぶことのできるゲームや模型などを準備した。

外国語への対応

J社における外国人労働者は様々な国から集まっており、トレーニングごとに多少のばらつきはあったが、英語、フランス語、スペイン語およびネパール語の各国語で教材を準備する必要があった。

教材による学習以外にもGWの結果の発表などが必要であり、その際のコミュニケーションが困難であることから、ネパール語に関してのみ通訳を依頼した。他の言語グループに関しては、日本語や英語を介してのコミュニケーションで対応することが可能であった。

倫理的配慮

本研究の実施に当たっては、財団法人労働科学研究所倫理委員会の審査を受け、承認を得ている。

C. 結果及び考察

第1回のトレーニングから、第3回まで、参加者は積極的にグループワークに加わった。また、実際にすべての参加者が多用な職場の改善に関与していることが、トレーニング後のアンケート調査から明らかとなった。

通訳を用意したネパール人のグループを除き、言語への対応は必ずしも完全ではなかったが、イラストや写真など視聴覚教材をふんだんに活用したこと、グループワークを中心に議論を行ったことで、参加者の集中力は途切れることなく、毎回予定した内容をこなすことができた。

J社では、今回の介入研究実施の以前から、職場改善の取り組みには積極的であったが、トレーニング実施に伴い、それまで受け身であった労働者が、主体的に改善にかかわろうとする意欲が認められるようになったといえる。

また、これは予期せぬ効果であったが、トレーニングの結果、異なる国の出身者間でのコミュニケーションが円滑になったという指摘があり、参加型トレーニングの多様な効果に、我々自身も驚かされることとなった。

トレーニングを実施する中で、コミュニケーションに問題がある場合には、トレーニングのカギを握るACLの理解に困難がある様子がうかがわれた。このため、通常は良好事例に集中することを目的とし、良好事例のみのイラストあるいは写真を用いて作成されるACLではあるが、あえて改善の前後を明示したACL(成果物3)を新たに開発した。その効果の評価については、今後の課題である。

さらに、これらトレーニングツールの中で使用されるフレーズは状況によって入れ替えられ、最適化する必要がある。その作業を簡便に行うことができるよう、フレーズ集としてデータベース化し、日本語の他8言語であらかじめ作成した(成果物4)。

なお、これら結果及び考察の詳しい内容については、年次報告書に記載した。

E. 結論

外国人労働者を対象とした参加型職場改善トレーニングのためのツール群とプログラムを開発した。さらに、複数の国の外国人労働者を雇用する小規模事業所において、1年間にわたり1回2時間、3か月毎3回のトレーニングを実施(介入研究)した。

当該事業所用に特化したACLと教材をベースに、安全衛生への理解を深めるためのゲームなど

を織り交ぜながらグループワークを中心としたプログラムを構成した。

介入研究には毎回5~7か国からの出身者が参加し、4か国語が必要となるトレーニングであったが、グループワークでは低コストで多様な改善策が提案され、また2回目、3回目のフォローアップでは多くの参加者が様々な改善に関与していることが明らかとなった。

また、今回のトレーニングでは単に職場の環境・労働条件の改善だけでなく、言葉や文化・習慣が異なる外国人労働者間で、コミュニケーションを促す効果なども示唆された。さらに、トレーニング期間中は不休災害も含めてゼロ災害を達成することができた。

事業所の安全衛生に対する関心が高かったこと、研究費によって介入の費用がサポートされたことなど特殊な条件はあるが、今回用いたトレーニング手法は、コミュニケーションに困難がある外国人労働者を対象とした場合であっても、有効であることを示した。

今後、より広範な産業・業種で使えるツールやプログラムを開発し、事例を積み重ねる必要がある。また、トレーニングの費用対効果を明らかにし、多くの職場で取り組みが進むよう、説得力のある根拠を積み重ねる努力が必要と考えられた。

F. 健康危険情報

該当せず

G. 研究発表

(1) 論文発表

吉川徹. 学会だより : USE2009 (Understanding Small Enterprises 2009; 小規模事業場を理解する国際学会 2009). 労働科学 2010; 81(1): 52-54.

高橋悦子、吉川徹、仲尾豊樹、Myung Sook Lee. 参加型改善活動の普及に向けて-日韓参加型産業保健トレーニングワークショップ開催報告-. 労働の科学; 2009;64(10):38(614)-42(618)

石丸知宏, 吉川徹.. ベトナムの大企業/多国籍企業における安全衛生ワークショップ. 労働の科学 2011;66(4):44-49.

Ippei Mori, Toyoki Nakao, Hiroatsu Narita (2012) Migrant workers in Japan, Experiences of participatory action-oriented occupational safety and health training. Asian-Pacific Newsletter on Occupational Safety and Health 19 (1), 17-21.

毛利一平 (2012) 【外国人労働者と共に働き生きる】 外国人労働者の安全・健康の課題と対策の視点, 労働の科学 67(5), 274-278.

吉川悦子, 仲尾豊樹, 毛利一平 (2012) 【広がる良好実践】外国人労働者のための参加型アプローチによる職場環境改善, 労働の科学 67(4), 238-242.

(2) 学会発表

吉川悦子、仲尾豊樹、毛利一平 (2012) 外国人労働者のための参加型職場改善活動 一 PAOT-プログラムの開発. 第 85 回日本産業衛生学会.

仲尾豊樹、吉川悦子、毛利一平 (2012) 外国人労働者のための参加型職場改善活動 一取り組みの実際と評価-. 第 85 回日本産業衛生学会.

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当せず

I. 文献

毛利一平、酒井一博. 外国人労働者における労働者以外・職業病発生のリスク要因に関する検討—ケース・シリーズ研究. 平成 21 年度厚生労働科学研究費（労働安全衛生総合研究事業）「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と参加型手法による予防対策の確立（主任 毛利一平）」総括・分担研究報告書、pp. 8-65、2010.

Kawakami T, Kogi K, Toyama N, Yoshikawa T. Participatory approaches to improving safety and health under trade union initiative--experiences of POSITIVE training program in Asia. Ind Health. 2004 ;42(2):196-206.

吉川徹、川上憲人、小木和孝ほか. 職場環境改善のためのメンタルヘルスアクションチェックリストの開発. 産業衛生学雑誌 2007;49(4):127-142.

吉川徹、小木和孝. 労働組合主導による参加型志向の安全改善プログラム、POSITIVE 職場改善マニュアル. 北海道労働者安全センター、2010.

(成果物 1)

労働者参加型職場改善トレーニング プログラム

表 参加型安全衛生トレーニングプログラム

トレーニング 初回	
目的	方法
安全衛生の基礎知識	視聴覚教材を用いた講義、ゲーム
身近な良好事例への気づき	アクションチェックリストによるグループワーク
改善への動機づけ	グループワークによる改善提案の作成
トレーニング 2回目以降	
目的	方法
安全衛生の基礎知識（追加）	視聴覚教材を用いた講義、ゲーム
改善事例の確認	アクションチェックリストによるグループワーク
継続的な改善の取り組み	グループワークによる改善提案の作成